

**逗子市立逗子小学校太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）
公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領**

1 目的

この募集要領は、逗子市立逗子小学校太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）について、適切かつ円滑に履行できる受託者を選定すべく、公募型プロポーザル方式による受託者選定（以下「プロポーザル」という。）に関する必要な手続き等を定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 業 務 名 逗子市立逗子小学校太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）
- (2) 業務内容 別紙「逗子市立逗子小学校太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 事業期間 別紙仕様書のとおり
- (4) 発 注 者 逗子市長 桐ヶ谷 覚
- (5) 事 務 局 逗子市環境都市部環境都市課 担当 飯島（以下「事務局」という。）
住所：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16
電話：046-873-1111（内 456） F A X：046-873-4520
メールアドレス：kankyo@city.zushi.lg.jp

3 参加募集

逗子市（以下「本市」という。）ホームページにおいて公表する。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者以上で実施する。

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、一つの企業が本業務に関する複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 企業に関する事項

- ア 本業務に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- イ 単独事業者又は共同企業体であること。
- ウ 参加申し込み時点で、逗子市競争入札参加資格登録名簿に記載されていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされてい

る者でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。

ケ 国又は地方公共団体との契約に関して、本業務の参加申込を表明する時点で履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。

コ 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

（2）企業の実績に関する事項

ア 法人の業務実績

同種業務または類似業務に係る業務の契約を締結し完了した実績があること。

※同種業務とは、民間を含めたPPA事業をいう。規模は問わない。

※類似業務とは、施設（住宅を除く。）の屋上、屋根等における太陽光発電設備等設置工事の請負または発電事業をいい、必ずしもPPA事業には限定しない。

※共同企業体である場合は代表構成員となる会社が実績を有すること。

イ 配置技術者

主任技術者は、同種業務または類似業務に係る業務の契約を締結し完了した実績があること。

※共同企業体として実施した実績を記載する場合は、代表構成員以外であっても実績に含めて良い。

ウ その他有資格者

本業務の実施体制の中に以下の資格を有するものを含めること。ただし、別の有資格者などにより、本業務の実施が可能な場合はその限りではない。

・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

※共同企業体として実施した実績を記載する場合は、代表構成員以外であっても実績に含めて良い。

6 プロポーザルの日程

次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

実施日	内 容
2024 年（令和 6 年） 12 月 9 日（月）	◆実施要領等の公表 ※本市ホームページにおいて要領・様式等公表
2024 年（令和 6 年） 12 月 9 日（月）～ 12 月 25 日（水）	◆実施要領等に関する質問受付 ※詳細は、「9 質問の受付及び回答」参照
2025 年（令和 7 年） 1 月 7 日（火）	◆実施要領等に関する質問に対する回答 ※本市ホームページにおいて公表
2024 年（令和 6 年） 12 月 9 日（月）～ 2025 年（令和 7 年） 1 月 8 日（水）	◆参加申込書及び資格審査書類の受付 ※詳細は、「8 参加申込書等の提出方法について」参照
2025 年（令和 7 年） 1 月 10 日（金）	◆参加資格確認（1 次審査）結果の通知 ※郵送にて結果の通知
2025 年（令和 7 年） 1 月 24 日（金）	◆提案書及び提案見積書の提出期限 ※詳細は、「8 参加申込書等の提出方法について」参照
2025 年（令和 7 年） 2 月 4 日（火）	◆プレゼンテーション及びヒアリング（2 次審査） ※詳細は、「10 選考方法及び結果通知」参照
2025 年（令和 7 年） 2 月上旬	◆最優秀者及び優秀者の選出、結果通知 ※郵送にて結果の通知
2025 年（令和 7 年） 2 月中旬	◆事業者の決定 ※本市ホームページにおいて公表
2025 年（令和 7 年） 2 月下旬	◆業務委託契約締結

※導入施設の見学を希望する場合は、12月17日（火）までに事務局へ連絡すること。
見学期間：12月18日（水）から12月23日（月）を予定。

7 参加申込書等の交付

令和 6 年 12 月 9 日（月）から本市のホームページにおいて参加申込書等の交付を開始する。

8 参加申込書等の提出方法について

（1）参加申込書の提出時

ア 提出期限 令和 7 年 1 月 8 日（水）17 時まで

イ 提出書類 「別表 1」に掲げる書類

ウ 留意事項

（ア）提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。

（イ）提出書類は返却しない。

- (ウ) 提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (エ) 提出書類は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開されることがある。
- (オ) プロポーザルへの参加により、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 提案書及び提案見積書の提出時

- ア 提出期限 令和7年1月24日(金) 17時まで
- イ 提出書類 「別表2」に掲げる書類
- ウ 提案内容 別紙「仕様書」に基づき、以下の内容で作成すること。

(ア) 業務実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

(イ) 業務実施体制

- ・事業実施体制図
- ・工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ・運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
- ・工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ・故障、緊急時の対応体制図
- ・事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- ・事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証

(ウ) 太陽光発電設備容量

施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kWh))を検討すること。

(エ) 蓄電池設備容量

施設における想定設備容量(蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。

(オ) 自家消費電力量

施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、施設の自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。なお、逗子小学校の電力は逗子文化プラザホール、市民交流センターの電力と一帯であるため、施設状況を踏まえた上で検討すること。

(カ) 温室効果ガス排出削減量

温室効果ガス排出削減量は、年間の総量について根拠を示した上で算出すること。また、温室効果ガス排出削減効果の計測、検証方法を示すこと。

(キ) 設備設置仕様

太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む。)を記載すること。なお、設置については既存ブロックを用いた工法を原則とし、検討すること。

(ク) 非常時・停電時に利用可能なシステム

次に掲げる点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

(ケ) 電力供給契約単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は事業期間中一定とし、本市より提示した参考価格をもとに、補助金控除後の契約単価と補助金採択が実現しなかった場合の契約単価を提案すること。補助金については、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を想定しているが、それ以外の補助金を用いた提案も可とする。参考価格は参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における本市の負担として算出すること（運転期間20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。）。)

(コ) 事業シミュレーション

事業期間終了後、本市が設備の無償譲渡を受けて5年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。5年間での総発電量及び消費量、二酸化炭素削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

(サ) 環境教育に資する取組の提案

再生可能エネルギーの価値や地球温暖化対策の重要性について学習できるようにするため、モニター等の表示機器を設置し、発電量をリアルタイムで確認できるようにすること。

(3) 提出場所及び方法

提出場所は事務局とし、提出方法は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、休日を除く8時30分から17時までとし、郵送の場合は必着とする。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、実施要領、仕様書及び提出書類の作成に関するものとし、審査（評価）に関する質問は受け付けない。質問については、「別表3」に掲げる書類を使用すること。

(1) 提出期限 令和6年12月9日（月）午前8時30分から同年12月25日（水）17時まで

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 電子メール（本要領2記載アドレス）のみとする。メール送付後、必ず事務局へ電話連絡すること。

(4) 回答方法 質問があった場合は、令和7年1月7日（火）に本市ホームページに掲載することにより回答する。

(5) その他 質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

10 選考方法及び結果通知

(1) 参加資格確認（1次審査）

本要領8により提出された参加申込書類等について、書類審査を実施する。

ア 1次審査の得点（満点10点）の高い上位3者を1次審査通過者とする。

イ 同一得点が2者以上となった場合は、参加資格要件に定める法人の同種業務実績の多い者を上位とし、この実績も同じ場合は県内実績数が多い方を上位とする。なお、それでも同じ場合は、くじ引きにより決定する。

ウ 参加者が3者以下の場合は、参加者全員を1次審査通過者とする。

エ 本要領5に定める内容を満たさない参加申込は審査の対象としない。

オ 審査結果は、参加申込者に文書にて通知する。

カ 審査の基準

（ア）企業の技術力

（イ）配置予定技術者の技術力

（ウ）その他有資格者の配置有無及び技術力

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン」という。）（2次審査）

1次審査通過者によるプレゼンを2次審査として実施する。

ア 日程

令和7年2月4日（火）を予定

イ 出席者

出席者は3名以内とし、本業務における主任技術者は必ず出席すること。

ウ 方法

プレゼンは、本要領8（2）ウに記載の順で説明するものとし、持ち時間を概ね40分（準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分）を予定。

エ 事務局が準備する物品

ホワイトボード1台、液晶モニター1台は事務局で用意する。ただし、パソコン等、プレゼンに必要な物品は提案者が用意すること。

オ その他

（ア）プレゼンは非公開で実施する。

（イ）プレゼンでは、提案書類の提出時に添付していない資料等の追加は認めない。

(3) 審査による最優秀者の選定

ア 方法

評価委員は全提案者のプレゼン終了後、その内容について個々に評価項目ごとに審査する。1次審査と2次審査の合計得点（満点100点）から算出する評価値が高い順に受託候補者とする。「逗子市立逗子小学校太陽光設備等導入事業（PPA方式）に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会規程」にもとづくものとし、評価項目は「別表4」のとおり。なお、2者以上が同一の点数となった場合は、提案価格の低い方を上位とし、提案価格も同じ場合は、くじ引きにより決定する。

イ 審査結果

審査の結果について、審査終了後すべての2次審査参加者に文書にて通知する。

ウ 審査基準

(ア) 業務提案書

(イ) プレゼン

11 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼン実施日の前日 17 時までに事務局へ辞退届(第 9 号様式)を持参し提出することとし、期限以降の辞退は原則認めない。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

12 契約の締結

審査の結果、受託候補者と本業務の契約交渉を行い、速やかに契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し受託候補者と契約が締結できない場合には、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者として契約交渉を行うものとする。

- (1) 受託候補者が審査後に本要領 5 に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 受託候補者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により受託候補者と契約の締結が不可能となった場合

13 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、本市の判断により契約締結時において、受託候補者が提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 必要書類を期限までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為等があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他、本業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生した場合

15 その他の留意事項

- (1) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (4) 配置予定技術者は、原則として変更することはできない。
- (5) 審査結果の説明を求める場合は、審査結果通知を発送した翌日から起算して 3 日以内に書面(任意様式)にて行うものとし、請求に対する事務局の対応は次のとおりとする。
 - ア 書面により回答する。
 - イ 回答に対する異議は認めない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

別表 1

提出書類	様式区分	書類名称	提出部数
参加申込 書類一式	第 1 号	◆参加申込書	1 部
	第 2 号	◆会社概要 ・資本金、従業員数、売上高等記載 ・会社パンフレット等添付	8 部
	第 3 号	◆法人の業務実績 1件以上、最大3件まで ・業務実績を確認できる書類添付 (契約書/仕様書の写し等)	
	第 4 号	◆配置予定技術者等の経歴 業務実績 1件以上、最大3件まで ・業務実績を確認できる書類添付（テク リス等） ・配置予定技術者ごとに作成 ・有資格者は、資格証写し（添付）	
	第 5 号	◆業務実施体制 ・配置予定の主任技術者等を記載	
	第 6 号	◆参加資格がある旨の誓約書	
	第 7 号	◆共同事業体の結成 ・共同事業体の構成について記載	
	—	◆納税証明 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税 証明書並びに法人市民税及び固定資産税 に係る納税証明書	

別表 2

提出書類	様式	書類名称	提出部数
提案書及び 提案見積書	第 8 号	◆提案書（表紙）	正 本 8 部
	任意	◆提案書 ・ 各 A 4 判 1 ページ以内とする。 ・ 目次はページ番号を記載しない。 ・ 文字サイズ 10.5 ポイント以上 ・ 下部中央にページ番号を振る。	8 部 （電子媒体） CD-R 1 枚
	任意	◆提案見積書 ・ 別冊とする。 ・ A 4 判 ・ 提案見積書（消費税抜きの金額） ・ 見積内訳書（提案見積書の内訳）	1 部 （社印、封緘）
プロポーザ ル辞退届 （必要時）	第 9 号	◆辞退届	正 本 1 部

別表 3

提出書類	様式	書類名称	提出部数
質問書	第10号	◆質問書	1 部

別表 4

区分	評価種別	評価項目	評価の詳細項目	配点	評価基準
1 次 審 査	企業の技術力	企業の 技術的能力	過去の業務実績	3	参加資格要件に定める 配置の有無及び業務実績
	配置予定技術者の 技術力	主任技術者の 技術的能力	過去の業務実績	3	
	その他 有資格者の技 術力	建築士の配置有無 及び技術的能力	配置有無 過去の業務実績	2	
		電気主任技術者の 配置有無及び 技術的能力	配置有無 過去の業務実績	2	
2 次 審 査	業務提案書	提案内容	業務実施方針	5	業務実施手順及び業務計画の的確性
			業務実施体制	5	維持管理、メンテナンス計画
				5	リスクへの対策
				5	財務状況
				5	補助金活用の有無
			技術検討	3	太陽光発電設備容量
				3	蓄電池設備容量
				3	自家消費電力量
				3	温室効果ガス排出削減量
				5	設備設置仕様
				5	非常時・停電時に利用可能なシステム
				25	電力契約単価及び 発電設備導入前後の電気料金
			3	事業シミュレーション	
			5	環境教育に資する取組の提案	
	プレゼンテー ション	表現力及び専門技術力		5	説明の明瞭さ
		取組姿勢		5	質疑に対する的確かつ丁寧な応答